

副本

令和5年(行コ)第30号 託送料金認可取消請求控訴事件

控訴人 一般社団法人グリーンコープでんき

被控訴人 国(処分行政庁 経済産業大臣)

控訴答弁書

令和5年8月31日

福岡高等裁判所第3民事部ホ係 御中

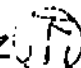
被控訴人指定代理人


〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省訟務局

局 付 田 中 隆 士 

法務省訟務局行政訟務課

法務専門官 小 林 祥 之 


法務事務官 平 井 優 生 

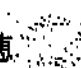
〒810-8513 福岡市中央区舞鶴三丁目5番25号

福岡法務局訟務部(送達場所)

(電 話 092-721-4578)

(FAX 092-735-1589)

部 付 岩 田 淳 之 

部 付 栗 阪 美 穂 

上席訟務官 開 田 智 

訟 務 官 有 川 知 佐 

法 務 事 務 官 下 川 琴 江 

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省資源エネルギー庁


電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室

経済産業技官 澤 木 祥 伍 

経済産業事務官 三 輪 一 裕 

経済産業技官 蟹 江 優 

経済産業技官 岡 田 莉 奈 

経済産業技官 都 武 蔵 

## 目 次

第1	控訴の趣旨に対する答弁	4
1	本案前の答弁	4
2	本案の答弁	4
第2	はじめに	4
1	事案の概要	4
2	原判決の要旨等	5
3	被控訴人の主張の要旨等	5
第3	控訴人に本件訴訟の原告適格が認められないこと	6
1	託送供給等約款の変更認可の法的効果によって小売電気事業者の権利が制限されるものではないこと	6
2	行訴法9条2項の考慮要素を踏まえても本件訴訟の原告適格は認められないこと（原判決の誤り）	7
3	小括	14
4	行訴法10条1項の主張制限についての補足（原判決の誤り）	15
第4	控訴人の控訴理由書における主張には理由がないこと	17
1	本件算定規則4条2項は合憲かつ適法であること等	17
2	控訴人の控訴理由書における主張に理由がないこと	19
第5	結語	36

## 第1 控訴の趣旨に対する答弁

### 1 本案前の答弁

- (1) 原判決を取り消す
- (2) 本件訴えを却下する
- (3) 訴訟費用は控訴人の負担とする  
との判決を求める。

### 2 本案の答弁

- (1) 本件控訴を棄却する
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする  
との判決を求める。

## 第2 はじめに

### 1 事案の概要

経済産業大臣は、平成29年9月、一般送配電事業者と小売電気事業者との間で締結される託送供給等約款で定める「料金」(託送料金)に係る原価を構成する営業費として、本件算定規則4条2項において、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を算入する改正をするとともに、本件施行規則45条の21の2ないし同条の21の7において、一般送配電事業者が小売電気事業者から賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を回収して原子力発電事業者に払い渡さなければならないことなどを定める規定を設ける改正をし、これらの改正が令和2年4月に施行された。

同大臣は、一般送配電事業者である九州電力送配電が、上記改正に基づき、託送供給等約款で定める託送料金に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を算入する同約款の変更認可を申請したことから、令和2年9月4日付けで本件変更認可処分をした。

本件は、九州電力送配電と託送供給等約款等を締結している小売電気事業者

である控訴人（一審原告）が、本件変更認可処分の取消しを求める事案である。

## 2 原判決の要旨等

原判決は、①処分の名宛人以外の第三者である控訴人に本件訴訟の原告適格を認めた上で（原判決7ページ13ないし21行目参照）、②賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送原価に算入したことが「原価」について定める電気事業法18条3項1号に違反する旨の控訴人の本案に係る主張は、「自己の法律上の利益に関係のない違法をいうものであるとはいえない。」として、行訴法10条1項による主張制限がかからないとしたが（原判決10ページ11及び12行目参照）、③電気事業法18条1項は、託送供給等約款の対象となる「託送供給（中略）に係る料金その他の供給条件」に関する細目について経済産業省令に委任する規定である旨、「料金」の構成要素たる「原価」等について、経済産業省令でいかなる算定方法を定めるのが相当であるかの判断には経済産業大臣の裁量権が認められる旨、電気事業法は、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金として回収することを許容するものである旨、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、上記公益的課題に要する費用であるから、これらを託送料金に係る原価の構成要素とした本件算定規則4条2項は、法の委任を欠くものではなく、また法の委任の趣旨及び裁量権の範囲を逸脱するものではない旨判示するなどして（原判決11ページ6行目ないし12ページ7行目、17ページ8及び9行目参照）、控訴人の請求を棄却した。

## 3 被控訴人の主張の要旨等

しかしながら、控訴人に本件訴訟の原告適格は認められないから、原判決は取り消された上で、本件訴えは却下されるべきである（後記第3）。

仮に控訴人に本件訴訟の原告適格が認められるとしても、本件算定規則4条2項の合憲性及び適法性、本件施行規則45条の21の2及び45条の21の5の合憲性に関する原判決の判断は正当である。これに対し、控訴人は、20

23（令和5）年5月23日付け控訴理由書（以下「控訴理由書」という。）において、原判決を批判するが、控訴人の主張は、委任命令が授權規定による委任の範囲内といえるか否かに關して判示した最高裁判例における判断要素を踏まえない独自のもので、理由がないから、本件控訴は棄却されるべきである。

控訴人の主張は基本的に原審での主張の繰り返しにすぎないから、本書面では必要な範囲で反論をする（後記第4）。

なお、略語については、本書面で新たに用いるもののほか、原審における被告準備書面の例による。

### 第3 控訴人に本件訴訟の原告適格が認められないこと

#### 1 託送供給等約款の変更認可の法的効果によって小売電気事業者の権利が制限されるものではないこと

原審における被告第3準備書面第8の3（16ページ以下）のとおり、託送供給等約款の認可に關して定める電気事業法18条は、定型約款として託送供給等約款の設定義務を一般送配電事業者に課すとともに、当該約款につき、経済産業大臣の認可にかからしめ、その適正を担保することとしているものである。そして、託送供給等約款の認可の法的効果は、同認可の名宛人である一般送配電事業者に対し、認可された託送供給等約款を用いて託送供給を行うことができる地位を与えるものであって、小売電気事業者に対して法的効果を及ぼすものではない。託送供給等約款の変更認可が、結果的に小売電気事業者に及ぼす影響は、同変更認可の法的効果によるものではなく、一般送配電事業者と小売電気事業者との契約という私人間の合意の存在及びその効力によって、変更認可された託送供給等約款の内容が同契約の内容になるにすぎない。小売電気事業者は、電気事業法上、託送供給等約款の変更認可の名宛人である一般送配電事業者とは明確に異なる立場にあり、同変更認可の法的効果によって何ら実体法上の権利が制限されるものではないから、最高裁平成25年判決（最高

裁平成25年7月12日第二小法廷判決・集民244号43ページ)に倣って、処分の直接の効果が及ぶ者として、小売電気事業者に同変更認可取消訴訟の原告適格が認められることはない。すなわち、原告について、行訴法9条2項が規定する「処分(中略)の相手方以外の者」として、同項に規定する考慮要素を踏まえた検討、すなわち、電気事業法が本件変更認可処分の根拠法規において小売電気事業者の利益を個別的利益として保護する趣旨を含むかどうかの検討を経ずに原告適格が認められることにはならない。

控訴人は、「電気事業法は、小売電気事業者に、基準を満たすものとして認可された託送供給等約款によって託送供給を受ける地位を、法的な地位、権利として保障している」(控訴理由書第2の1・7ページ等参照)旨を主張するが、上記のとおり、小売電気事業者が認可された託送供給等約款によって託送供給を受けることは同事業者と一般送配電事業者との間での合意により認められるものであるから、控訴人の主張は前提を欠いている。

## 2 行訴法9条2項の考慮要素を踏まえても本件訴訟の原告適格は認められないこと(原判決の誤り)

- (1) 原審における被告第2準備書面第2の2(1)(3及び4ページ)のとおり、処分の取消しの訴えである本件訴訟が適法と認められるためには、控訴人が行訴法9条1項にいう「法律上の利益を有する者」に該当する必要がある、これに該当する者とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者であるが、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益も法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。そして、処分の相手方以外の者について上

記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものと解される（行訴法9条2項、最高裁平成17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645ページ参照）。

- (2) そして、原審における被告第2準備書面、同第3準備書面第4（22ないし26ページ）、同第5準備書面第3（29ないし31ページ）及び同第7準備書面第2（8ないし20ページ）で述べたとおり、電気事業法が、託送供給等約款の認可について、小売電気事業者の利益を個別的に保護していると解釈することはできない。まず、本件変更認可処分の根拠法規である同法18条1項及び3項各号の各規定を見ても、総体としての需要家全体の利益を一般的公益として保護しているにとどまり、小売電気事業者の利益を個別的に保護する趣旨をも含むと解釈することはできない。また、電気事業法の趣旨・目的は、需要家全体の利益を一般的公益として保護することにあることや（同法1条参照）、小売全面自由化が小売電気事業者を一般送配電事業者や発電事業者とは分化して市場競争環境に置き、ひいては電気料金の抑制など、需要家全体の利益に資するようにするために行われたことなど、電気事業法及びその改正にかかる趣旨・目的を踏まえれば、なおさら電気事業法の本件変更認可処分を定める根拠規定が、小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を含むものでないことは明らかである。さらに、託送供給等約款変更認可の具体的手続を見ても、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聞く



ものとされている（同法66条の11第1項5号）以外に特段の手續を要するものとはされておらず、同法を通覧しても、託送供給等約款の認可に当たり、小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を含む規定を読み取ることにはできない。その上、本件変更認可処分がされた結果、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の算入による託送料金の増額が生じるものの、同法上、小売電気事業者は、託送料金の増額分を小売電気料金に転嫁することが可能であるから、同増額が直ちに小売電気事業者の利益を害することにはならない上、かかる増額は、その供給区域内の需要家に電気を供給する小売電気事業者に一律に及ぶものであって、特定の小売電気事業者に対して不利益を及ぼすものでもないから、何ら小売電気事業者間の公平な競争条件を阻害するものでもない。

- (3) これに対し、原判決は、前記(1)の行訴法9条2項の考慮要素を踏まえた法律上の利益の有無に係る判断枠組みを示しつつ、「一般送配電事業の供給条件に係る規制の仕組み及び内容、その規制に係る法の趣旨及び目的、一般送配電事業者の託送供給等約款の設定又は変更に係る経済産業大臣の認可の性質及び内容等を総合考慮すると、法は、一般送配電事業者の供給区域における料金その他の供給条件の適正性や事業者間の実質的公平性が損なわれることにより、電気の利用者の利益の保護及び電気事業の健全な発達被害を防止するため、上記（中略）のような規制を設け、一般送配電事業者からの託送供給等約款の設定又は変更の申請に対して経済産業大臣が上記（中略）のような事項を考慮してその許否を判断することを通じて、当該供給区域における電気事業者間の適正な市場競争を確保する上でその基盤となるものとして、個々の電気の供給を受ける者（小売電気事業者）の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。したがって、当該託送供給等約款の定める供給条件により電気の供給を受ける者（小売電気事業者）は、一般送配電事業者に対してされた当

該託送供給等約款の変更に係る経済産業大臣の認可処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。」旨判示した（下線は引用者。原判決7ページ10ないし26行目参照）。

しかしながら、原判決は、上記判示のとおり、「個々の電気の供給を受ける者（小売電気事業者）の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である」と結論づけているものの、個別的利益の内容には全く言及せず、その直前において、「当該供給区域における電気事業者間の適正な市場競争を確保する上でその基盤となるものとして」などという曖昧かつ抽象的な説示をするにとどまり、小売電気事業者のいかなる利益が保護されるかを明らかにしていない。かえって、この「当該供給区域における電気事業者間の適正な市場競争を確保する上でその基盤となるもの」とは、正に、当該供給区域における将来的に小売電気事業者になろうとする者やなり得る者も含めた小売電気事業者全体の抽象的な利益・一般的公益の範ちゅうを超えないことが明らかであるから、小売電気事業者の個別的利益を保護するとの上記結論を根拠づけることができていない。

また、前記(2)でも述べたとおり、電気事業法の趣旨や改正経緯、さらにはそれらの目的からして、電気供給の安定化と需要家の利益を図るため、個々の小売電気事業者は、競争環境に置くべき存在であって、個別に保護しようとする対象ではないことが明らかである。そのため、小売電気事業者に個別的利益として保護される利益の内容を具体的に言及する根拠を欠くのも当然である。

このように、原判決は、小売電気事業者のいかなる個別的利益（例えば営業上の利益）を法律上の利益と認めたのかを明示しないばかりか、電気事業法の具体的な規定の内容を摘示したり、その処分要件の具体的内容等を踏まえたりすることをしないまま、単に個別的利益としても保護すべきであると

の結論を述べるにすぎない。結局、原判決は、当該供給区域における小売電気事業者全体の利益を一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきことの理由に言及していないのである。

- (4) なお、原判決が託送供給等約款の認可取消訴訟における小売電気事業者の原告適格を認めた前記(3)の判示は、特にその下線部に着目すると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可取消訴訟における既存事業者の原告適格を認めた最高裁判所平成26年1月28日第三小法廷判決（民集68巻1号49ページ。以下「最高裁平成26年判決」という。）の「一般廃棄物処理業に関する需給状況の調整に係る規制の仕組み及び内容、その規制に係る廃棄物処理法の趣旨及び目的、一般廃棄物処理の事業の性質、その事業に係る許可の性質及び内容等を総合考慮すると、廃棄物処理法は、市町村長から一定の区域につき一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けて市町村に代わってこれを行う許可業者について、当該区域における需給の均衡が損なわれ、その事業の適正な運営が害されることにより前記のような事態が発生することを防止するため、上記の規制を設けているものというべきであり、同法は、他の者からの一般廃棄物処理業の許可又はその更新の申請に対して市町村長が上記のように既存の許可業者の事業への影響を考慮してその許否を判断することを通じて、当該区域の衛生や環境を保持する上でその基礎となるものとして、その事業に係る営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。したがって、市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法7条に基づく一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟におけ

る原告適格を有するものというべきである。」(下線は引用者)との判示部分の説示の仕方を参照したもののようである。

しかしながら、最高裁平成26年判決の事案の原告は、取消訴訟の対象となる当該処分の名宛人以外の第三者ではあるが、当該処分と同種の処分(一般廃棄物処理業の許可又はその更新)を既に受けている者で、同一地域において一般廃棄物処理業を営むに当たり、競合する関係にある。そして、同判決が上記引用箇所以外で判示するように、一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限り、一般廃棄物の処理は、人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界があるものであることから、一般廃棄物の発生量等の見込みに基づいてこれを適正に処理する実施主体等を定める一般廃棄物処理計画に適合すること等の許可要件に関する市町村長の判断を通じて、許可業者の乱立等によって事業の適正な運営が害されることのないよう、一般廃棄物処理業の需給状況の調整が図られる仕組みが設けられている。そのため、最高裁平成26年判決は、「一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない」としている。このように、当該最高裁判決の事案においては、当該訴訟の原告の立場は、自由競争に委ねられるべきものではないことを明確に示した上で、「その事業に係る営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別的利益としても」保護しようとしているとして、原告適格に係る法律上の利益を認めたものである。他方で、電気事業法に基づく託送供給等約款の認可は、一般送配電事業者を名宛人とするもので、当該区域における既存の登録された小売電気事業者については、むしろ競争環境に置こうとするものであって、その営業上の利益の保護を考慮するべきものではなく、最高裁平成26年判決とは事案をおよそ異にするものである。

また、最高裁平成26年判決の上記判示部分では、個別的利益として保護するものを、明確に「その事業に係る営業上の利益」として一般廃棄物処理業の許可等を受けた者の営業上の利益というように、保護の対象となる利益を特定しているが、原判決にこの部分に相当する記載はない。

さらに、最高裁平成26年判決は、処分に係る要件適合性の審査において、具体的にどのような審査がされるべきかや、具体的にどのような基準を用いていかなる場合に不許可にできるのかなどを明示した上で、上記結論を導いているが、原判決には、この部分に相当するような、個別に審査すべき条文の内容や審査の具体的な在り方と控訴人の関係を示すものは見いだせない。

したがって、最高裁平成26年判決と本件とはおよそ事案が異なるもので、原判決が、小売電気事業者のいかなる利益を個別的に保護する趣旨であるかを具体的に明示できず、しかも、託送供給等約款の認可の根拠規定である電気事業法18条1項、3項各号について、個別に解釈してその要件規定がいかなる利益を保護する趣旨であるかを具体的に明示できなかったことに端的に表れているとおり、同認可取消訴訟における小売電気事業者の原告適格を認めることは困難である。

この点、原判決は、「仮に、一般送配電事業者の託送供給等約款の設定又は変更に係る経済産業大臣の認可が(中略)適切な考慮を欠くものであれば、当該一般送配電事業者から託送供給等を受ける個々の小売電気事業者は、(中略)供給条件の適正性や事業者間の実質的公平性を損なうような供給条件を強いられ、適正な条件の下で託送供給等を受けるといった具体的利益を害されるおそれがある」旨を脱示するが(原判決9ページ6ないし11行目参照)、前記(2)のとおり、託送供給等約款の認可によって当該供給区域における小売電気事業者全体に同一の供給条件が及ぶものであることからして、「事業者間の実質的公平性を損なうような供給条件」なるものが具体的にどのようなものとして想定されているのかは全く不明であるし、「適正な条件の下で

託送供給等を受けるという具体的利益」なるものが、当該供給区域における小売電気事業者全体の利益として一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護されていると解釈することの理由も示されていない。

- (5) 原審における被告第5準備書面第3の1(1)(30ページ)及び同第7準備書面第2の3(4)イ及び第2の5(15ないし18ページ)で述べたとおり、小売電気事業者が創設された電気事業法の平成26年改正(小売全面自由化)の目的は、小売電気事業者や発電事業者の参入障壁を低くするなどして事業者の事業機会の拡大を図り、電気料金体系の多様化による需要家の選択肢の拡大を期すことにより、最終的に電気料金の最大限の抑制を図るという、総体としての需要家の利益に資するようにすることであり、小売電気事業者の利益保護やその利潤の確保等を念頭に置いたものではなく、小売電気事業者の経済的利益を保護しようとしたものではない。既存の小売電気事業者の経済的利益を保護することは、需要家にとっては不利益を招くこともあり得るから、控訴人が原審で主張するように、総体として需要家全体の利益を一般的公益として保護する前提として小売電気事業者の経済的利益を個別的利益として保護する必要があるという一般論自体成り立たず、電気事業法は、市場競争の環境の下で価格競争等に耐えられずに小売電気事業者が廃業に至ることがあり得ることも含めて需要家全体の利益に資することを念頭に置くものであって、市場競争の基盤の確保と小売電気事業者の個別的利益の保護は直結する関係にはない。

### 3 小括

以上のとおり、控訴人に本件訴訟の原告適格が認められるとした点で原判決は誤っているところ、第一審が不適法な訴えを適法と誤認して本案判決をなした場合には、控訴審は原判決を取り消して訴えを却下すべきことは当然である(司法研修所編「民事第二審判決書について」51ページ参照)。

#### 4 行訴法10条1項の主張制限についての補足（原判決の誤り）

仮に原判決の説示するように控訴人に本件訴訟の原告適格を認めるとしても、本案において、行訴法10条1項の主張制限が及ぶことを指摘しておく。

原審における被告第7準備書面第2の3(1)(11及び12ページ)で述べたとおり、控訴人は、本案の違法事由について、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送原価として算入した本件算定規則4条2項は、託送供給等約款の認可要件を定める電気事業法18条3項1号の「原価」に含まれない費目を含めたものであって違法・違憲であるなどと主張し、一貫して同号に係る違法事由を主張している。同号（「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」）の趣旨は、原審における被告第2準備書面第2の2(3)ア(7)(6及び7ページ)、被告第7準備書面第3(20ページ以下)で述べたとおり、総体としての需要家全体の利益の保護を図るため、一般送配電事業者の収入となる託送料金の妥当性・適正性を担保することにあり、同号の文言中に小売電気事業者を対象とする記載はなく、少なくとも同号が小売電気事業者の個別的利益を保護する趣旨を含むと解することはできないのであって、同号に関する違法事由の主張が自己の法律上の利益に関係しないことは明らかであるから、行訴法10条1項の主張制限が及び、控訴人は同号に関する違法を理由に処分の取消しを求めることはできない。

処分の名宛人以外の第三者の場合は、処分の名宛人の場合と異なり、本案の違法事由の主張に関して、「原告の個別的な利益を保護する趣旨で設けられた処分要件の規定（それは、原告適格を基礎付ける規定でもあることになろう）以外の処分要件の規定は原告の権利利益を保護する趣旨を含まない規定であり、このような規定に違反するという違法事由は、原告の法律上の利益とは関係がなく、本項（引用者注・行訴法10条1項）により主張することができないと解することに裁判実務上ほぼ異論はない」とされている（「条解行政事件訴訟法〔第4版〕」325ページ）。このように、処分要件となるそれぞれの

規定は、当該処分が定められた目的、理由を背景として、それぞれ要件として定められた理由がその要件ごとに存在するのであり、それぞれの要件ごとに、当該要件が定められた趣旨がいかなる利益を保護するものと解されるか、それは原告の個別的利益を保護する趣旨を含むか否かが検討されるべきであって（例えば、最高裁平成9年1月28日第三小法廷判決・民集51巻1号250ページは、都市計画法29条に基づく開発許可の処分基準を定める同法33条1項14号について周辺住民の個別的利益の保護を含む趣旨の規定ではないとした一方、同項7号について一定範囲の地域の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含む規定であるとしている。）、ある処分要件が原告の個別的利益を保護する趣旨のものであるとしても、原告の個別的利益を保護する趣旨を含むものではないその他の処分要件については、その違法は原告の法律上の利益と関係がなく、行訴法10条1項により、それに反したとする違法は主張できないと一般に解されている。したがって、控訴人が本案の違法事由として主張する理由が、どの処分要件に関するものなのか、そしてその処分要件が具体的にいかなる利益の保護を図るものなのかを踏まえた上で、主張制限の及ぶ範囲を検討する必要がある。

原判決は、電気事業「法18条3項1号は、本件処分（引用者注・本件変更認可処分）の根拠規定であって原告適格を基礎付ける規定の一つであるところ、①本件算定規則4条2項は、（中略）法18条3項1号に関連するものであることが明らかであり、②本件施行規則45条の21の2及び45条の21の5は、（中略）本件算定規則4条2項を前提とするものであるから、ひいては法18条3項1号に関連する規定であるというべきである。」「したがって、（中略）本件処分の違法事由に関する原告の主張は、自己の法律上の利益に関係のない違法をいうものであるとはいえない。」とし（原判決10ページ4ないし12行目参照）、条文の関連性を形式的に指摘するのみで、上記のとおりそもそも原告適格を根拠づける具体的な個別的利益の内容を特定できていない。原



判決は、本件処分が法定された理由を抽象的に示しはするものの、本件変更認可処分の要件を定める電気事業法18条3項1号ないし6号の各規定がそれぞれどのような利益を保護する趣旨のものであるかは、それぞれ当然異なり得るにもかかわらず、それらに何ら言及していない。そのため、原告がその違法を主張する同法18条3項1号の規定が、原告の個別的利益を保護する趣旨を含まないことが明らかであるにもかかわらず、理由なく行訴法10条1項の主張制限の範囲も踏まえずに判断したものである。このように、原判決は、行訴法10条1項の主張制限の範囲につき「自己の法律上の利益」の内容を踏まえた判断をしておらず、この点でも原判決は誤っている。

#### 第4 控訴人の控訴理由書における主張には理由がないこと

##### 1 本件算定規則4条2項は合憲かつ適法であること等

- (1) 原審における被告第4準備書面第2の1(5ページ)で述べたとおり、電気事業法は、18条1項本文において、「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給(以下この条において「託送供給等」という。)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」と定め、一般送配電事業者に対する託送供給等約款において定めるべき託送供給等に係る料金その他の供給条件といった細目事項については、経済産業大臣の策定する経済産業省令に委任しているところ、本件では電気事業法18条1項所定の変更認可の適法性が争われており、控訴人は、その理由として、変更認可された託送供給等約款の託送供給等に係る料金に、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を含めて算定していることを問題にしている。この点、これらを含めて算定された料金を定める変更後の託送供給等約款を認可したのは、これらを「原価」(同条8項1号)等を構成する営業費の算定に含めることを規定する本件算定規則4条2項に基づく

ものであるから、本件の本案の主要な争点は、本件算定規則4条2項の定めが、電気事業法18条1項の委任の範囲内かどうかにかんする。

- (2) そして、原審における被告第4準備書面第3(10ページ以下)等で述べたとおり、委任命令が授權規定による委任の範囲内といえるか否かが問題になった幾多の最高裁判例において示されてきた判断要素は、①授權規定の文理、②授權法が下位法令に委任した趣旨、③授權法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性、④委任命令によって制限される権利ないし利益の性質等であり、必要に応じて授權規定の立法過程における議論等も検討の対象とされる(岡田幸人・最高裁判所判例解説民事篇平成25年度20ページ参照)。

まず、電気事業法18条1項は、その文理からして、「料金その他の供給条件」の細目事項について経済産業省令に委任した授權規定であり、「料金その他の供給条件」の細目事項について特段の限定をしていない。また、この授權規定は、いかなる費用が同条3項の認可要件に規定する「適正な原価」であるかといった判断には、社会情勢によって変動する電気事業を取り巻く環境等を踏まえ、国民生活や経済活動への影響等を勘案する必要があるなど、政策的な見地を踏まえた専門的・技術的な裁量判断が必要とされることから、経済産業大臣に委ねたものである。さらに、本件算定規則4条2項において賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送供給等の供給条件の一つである料金の構成要素たる営業費の算定に含めることとしたのは、託送供給等に係る供給条件の一つである料金に係る原価等の構成要素たる営業費の算定に、公益的課題に要する費用を含めることも許容する授權法全体の趣旨に整合するものである上、このことは授權規定の立法過程の議論等からも明らかであった。その上、託送供給等の料金の細目を定める本件算定規則4条によって制限されるのは一般送配電事業者の自由な料金設定であり、小売電気事業者の権利・利益を直接制限するものではない。上記のとおり、控訴人が主張するように、電気事業法は、小売電気事業者に託送供給等約款に

よって託送供給を受ける地位を直接に付与するものではなく、ましてや本件算定規則4条がそのような地位を制限するものでもない。以上によれば、電気事業法18条1項に基づきなされた本件変更認可処分に関し、同項の委任を受けて、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送供給等約款における託送供給条件の一つである料金に係る原価等の構成要素である営業費の算定に含めることとした本件算定規則4条2項の規定は、電気事業法の授權の趣旨に適合するものであり、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量判断の下、法の委任の範囲内にあることは明らかである。

前記第2の2③で指摘したとおり、原判決もこれと同旨の判断の下、本件算定規則4条2項が合憲かつ適法である旨の判断をしており、その判断は正当である。

- (3) なお、本件施行規則45条の21の2ないし同条の21の7の規定は、原審における被告第1準備書面第4の2・63ページ以下等で述べたとおり、手続的規定を定めた執行命令であり、これらの規定が小売電気事業者に賠償負担金や廃炉円滑化負担金の支払義務を課し、一般送配電事業者にその回収権限を付与するものとはいえないから、法の委任を欠くものとして、憲法41条に反し、無効であるとはいえない。原判決も同旨の判断をしており（原判決17ページ10行目ないし18ページ4行目参照）、正当である。

## 2 控訴人の控訴理由書における主張に理由がないこと

- (1) これに対して、控訴人は、原判決をるる批判するが、その主張は基本的に原審で述べたことを繰り返すのみであり、以下のとおり、授權規定の文言や法の趣旨・目的を踏まえることなく、授權規定がないとか、委任の前提となる経済産業大臣の裁量的判断が入り込む余地はないなどとするに過ぎないので、いずれも理由がない。
- (2) まず、前記第4の(1)のとおり、電気事業法18条1項本文が「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この

条において「託送供給等」という。)に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」と定めていることからして、同規定が、一般送配電事業者が託送供給等約款において定めるべき託送供給等に係る料金その他の供給条件といった細目事項については、経済産業大臣の策定する経済産業省令に委任するものであることは明らかである。控訴人は、同規定の文言のうち、「その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について」の部分を含めずに、「経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」の部分のみを切り取った上、その委任を受けた「省令」が定めるべきは、「認可申請の内容をなす託送供給等約款において定めるべき事項と料金の算定計算書の記載事項、申請手続など」と理解される旨主張し、上記規定が料金その他の供給条件の細目事項を委任するものではなく、「料金」(原価)の内容は電気事業法18条3項1号が明確に定めるところであるとして、同号にいう「原価」は「一般送配電事業を営むために必要な費用」に限定され、「財務会計上の概念として概念・意義内容は明確である」から「ここに(引用者注・経済産業大臣の)裁量のはいり混む(ママ)余地はない」とか、その「原価」に「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」が含まれると解することはできない」等とする(控訴理由書第2のうち10、12及び14ページ等参照)。

しかしながら、電気事業法18条1項の文言が、「料金その他の供給条件(括弧内省略)について、(中略)経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め」としていることからして、託送供給等に係る料金その他の供給条件を定める託送供給等約款の内容の細目事項について、経済産業省令が定めることができるのは文理上明らかで、文理上、経済産業省令が、約款の記載事項や算定計算書の記載事項、申請手続しか定めることができな

いということは到底できない。したがって、経済産業大臣には、社会活動の基盤をなす公共インフラである電気を、あまねく安定的に供給し、かつ適正な価格によるものとして需要家全体の利益に資するという観点から、様々な社会経済情勢の変化や電気の需要供給の実情等を踏まえて、どのような価格をいかなる算定により含めるかといった託送供給における料金の算定方法など、託送供給等約款の在り方について具体的に定める裁量があることは明らかである。その上、原審における被告第6準備書面第3（16ページ以下）で述べたとおり、立法過程における議論等を踏まえれば、委任の趣旨として「適正な原価」に電気事業に係る公益的課題に要する費用を含めることを許容することが想定されていたにもかかわらず、控訴人の上記主張は、電気事業法改正の趣旨・目的や委任の趣旨等を考慮することなく、「原価」が「一般送配電事業を営むために必要な費用」という電気事業法の文言にない内容に限定されるとするものであって、何ら理由がない。さらに、原審における被告第6準備書面第3の2（13ページ）で述べたとおり、電気事業法上、「原価」等の概念についてそれを具体的に限定し範囲を画するような何らかの明確な定義付けなどがされておらず、むしろ、その時代の政策ニーズや外部要因に合わせて、「原価」の構成要素である「営業費」等を定める本件算定規則が適宜適切に改正されてきたという実際の運用を見ても、そこに経済産業大臣の裁量判断が求められるべきことは明らかである。控訴人の上記主張が、上記規定の文理に反したもので、採用に値しないことは原判決（16ページ14ないし21行目）も指摘するとおりである。

(3) 次いで、控訴人は、控訴理由書第3（20ないし30ページ参照）において、「賠償負担金や廃炉円滑化負担金は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用ではない」旨を主張するが、以下のとおり、理由がない。

ア 原審における被告第1準備書面第3の3(2)ウ(50ないし58ページ)、

同第4準備書面第3の4(2)以下(27ないし33ページ)及び同第6準備書面第3の5(2)(23及び24ページ)で述べたとおり、低廉で安定的な電気の供給は国民生活や経済活動を支える基盤であるが、平成23年3月の東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、従来の電力システムの抱える様々な限界が明らかとなったことから、平成25年4月の閣議決定「電力システムに関する改革方針」に基づき、電気の安定供給の確保等の目的を前提とした上で、小売分野の全面自由化等の電力システム改革の実施が決まり(乙第1号証)、また、平成26年4月の第4次エネルギー基本計画において、原子力発電を含むエネルギー政策について、福島復興・再生を全力で成し遂げることや震災前に描いてきたエネルギー戦略を白紙から見直し、原発依存度を可能な限り低減することなどが示された(乙第36号証4ページ)。他方で、小売全面自由化以降、小売電気事業者を自由に選択できるようになったため、原子力発電に伴う費用といった公益的課題に要する費用を小売電気料金によって回収することとすると、非原子力発電事業者が発電する電気を供給する新電力に契約を切り替えた需要家は、過去に安価な電気を等しく利用してきたにもかかわらず、上記公益的課題に要する費用を負担せず、継続して原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが負担することになるという新たな課題が生じた。そこで、我が国のエネルギー政策を進める上で対応が必要とされた福島の復興・再生や原発依存度の低減という新たな課題を含め、これまでの原子力政策を進めてきたことに伴う公益的課題に対処する上で、小売全面自由化以降にそれまでの原子力発電による利益を受けてきた全ての需要家から公平に回収する必要がある費用の在り方について、民間有識者から構

成される貫徹小委員会\*1で検討がされ、同委員会は、平成29年2月の中間取りまとめにおいて、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の託送回収に係る考え方を整理・公表した（乙第37号証）。

まず、賠償負担金は、我が国のエネルギー政策を進める上で、原子力の損害賠償に対処するために必要な費用であり、平成28年12月の閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針」において、「国民全体で福島を支える観点から、福島第一原子力発電所の事故前には確保されていなかった分の賠償の備えについてのみ、広く需要家全体の負担とし、そのために必要な託送料金の見直し等の制度整備を行う」とされたもので（乙第39号証26ページ）、貫徹小委員会は、賠償負担金を小売電気料金のみで回収することとした場合、過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたにもかかわらず、電力自由化により原子力発電事業者から新電力に契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担することは、需要家間の公平性の観点から妥当ではなく、託送料金を通じて、原子力発電の利益を受けた全需要家から公平に回収することが、福島の復興にも資するとして（乙第37号証18、19及び21ページ）。

次に、原発依存度の低減という我が国のエネルギー政策における基本方針の中、小売全面自由化以前から、原子力発電事業者が会計上の理由から廃炉判断を躊躇することや廃炉の円滑な実施に支障を来すことがないよう廃炉会計制度が措置され、長期にわたる廃炉作業が終わるまでが原子力発電による電気供給の一環であるとして、廃炉となる原子力発電工作物の減

---

\*1 貫徹小委員会は、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置された小委員会であり、電力システム改革を貫徹するために、競争活性化の方策と競争の中でも公益的課題への対応を促す仕組みの具体化を調査・審議するものである。

価償却について、運転終了後も一定期間をかけて分割して償却することが可能となっていた。廃炉円滑化負担金は、そのような廃炉費用の未引当分を回収するものである。廃炉会計制度は、資産の償却費が廃炉後も着実に回収される料金上の仕組みが併せて措置されることを前提としており、小売規制料金によって回収されていたが、小売規制料金が将来的に撤廃されることを見据えた場合、今後も上記制度を継続するためには、着実な費用回収を担保する措置を講ずることが不可欠となった（乙第37号証24ページ）。貫徹小委員会は、廃炉会計制度は、原発依存度低減というエネルギー政策の基本方針に沿って措置されたものであり、小売全面自由化の下においても原発依存度低減との基本方針に変わりはないことから、上記制度を維持することが適当と考えられるとした上で、そのために必要となる着実な費用回収の仕組みについては、小売全面自由化以降も規制料金として残る託送料金の仕組みの中で回収することが妥当とした（乙第37号証25ページ）。

このように、賠償負担金は、原子力事故の賠償費用をどのように用意すべきかという我が国のエネルギー政策における基本方針の一環として託送回収するとされたところであり、また、廃炉円滑化負担金は、原発依存度を可能な限り低減するという我が国のエネルギー政策における基本方針の一環として託送回収するとされたところであって、いずれの負担金も、電気事業に係る公益的課題に要する費用であることを否定することはできないから、これらの負担金を託送原価に算入した本件算定規則4条2項が授權法全体の趣旨、目的及び仕組みに合致することもまた明らかである。

しかも、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金は、学識経験者からなる貫徹小委員会の議論やパブリックコメントのみならず、手続の透



明性を図る観点から、国会審議における度重なる議論\*2を経るなどの合理性を担保する決定システムを経た上で、託送原価に算入されたものであることに加え、本件変更認可処分についても、あらかじめ電力・ガス取引監視等委員会から認可することに異存はない旨の回答を受けているように、合理性を担保する決定プロセスを経た上で、処分がされている。

原判決も、「賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用であるといえ、これらの託送供給等約款料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とした本件算定規則4条2項の規定は、法の委任の趣旨及び所管行政庁である経済産業大臣の裁量権の範囲を逸脱するものとはいえない」と正当に判示している（原判決1

**\*2** 平成29年2月20日の衆議院予算委員会における経済産業大臣の答弁「いずれにしても、法律で、特に広く回収をしなければならない、みんなで負担すべき費用については、託送料金を私どもが認可するときに盛り込むことは認められていると我々は考えております。その範囲の中でやらせていただいています。」「ただ、透明性も非常に重要ですし、こうやって国会審議の場でも御説明をさせていただくことは非常に重要だと思います。」（乙第69号証17ページ3段目）のほか、同年2月22日の参議院予算委員会第七分科会（乙第31号証28及び29ページ）、同年3月9日の参議院経済産業委員会（乙第32号証28ページ）、同年4月12日の衆議院経済産業委員会（乙第33号証15、17及び29ページ）、同月25日の参議院経済産業委員会（乙第34号証5、6、25、28及び29ページ）、及び令和元年5月17日の衆議院経済産業委員会（乙第70号証12ページ4段目、13ページ1段目及び2段目）における経済産業大臣の各答弁、並びに令和2年5月22日の衆議院経済産業委員会における資源エネルギー庁長官の答弁（乙第35号証25及び26ページ）等により、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が公益的課題に要する費用であるとして託送回収することが繰り返し説明されている。

4 ページ 7 ないし 12 行目参照)。

イ そもそも、前記第 4 の 1 (2) で述べたとおり、経済産業大臣には、あるべき託送供給等約款の料金の算定の在り方や、何が「適正な原価」に当たるかについて、社会情勢によって変動する電気事業を取り巻く環境等を踏まえ、国民生活や経済活動への影響等を勘案する必要があるなど、政策的見地を踏まえた専門的・技術的な裁量判断が委ねられているところ、経済産業大臣が、前記アのとおり、合理性を担保する決定プロセスを経て、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用に当たるとしたことは、我が国のエネルギー政策に係る経済産業大臣の上記裁量判断に関わる判断として、その判断に裁量権の範囲の逸脱や濫用がないことは疑いようがない。そのため、公益的課題に要する費用に当たらない旨の控訴人の主張は前提を誤るものであるが、以下、念のため必要な範囲で反論する。

(7) 控訴人は、賠償負担金相当金について、「一事業者が起こした事故の賠償金は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用にはならない」(控訴理由書第 3 の 3 (1)・24 ページ参照)、「原発事故の損害賠償責任は、その本質は、不法行為に基づく損害賠償である(中略)事故を起こした原子力発電事業者及びその事業に関係した者がその責任を十分に問われることが重要である」(控訴理由書第 3 の 3 (1)・25 ページ参照)と主張する。

しかしながら、原子力発電事業者が個別具体的な被害者との関係で不法行為上の損害賠償責任を負うことと、賠償負担金相当金を全需要家が負担すべき公益的課題に要する費用と捉えることとは次元の異なる問題であるから、控訴人の上記主張は理由がない。例えば、事故や災害が特定の地域で起きた場合に、その事故や災害の発生に伴う被害に責任を負うべき事業者が存在するとして、その事業者が個別具体的な被害者との

関係で不法行為上の損害賠償責任を負うことと、その事故や災害をとりまく環境や状況への大局的な観点からの対応(本件でいえば福島復興等)を国や地方公共団体等が公益的課題と位置づけてこれに対処することは別問題であり、そのような対応が事故や災害に直接関係しない者にとって公益的課題といえないこととなるものではない。

- (イ) 控訴人は、「仮に「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの」だとしても(中略)契約の相手方だった需要家は、当時の一般電気事業者から、契約に基づいて、契約に定められた電気料金を支払って、電気の供給を受けている。」(控訴理由書第3の3(2)・26ページ参照)、「このように、それ自体何ら瑕疵のない契約に基づいて為された取引について、後になって過去に遡って請求することはありえないことではないかというのが問題の第1点である。」(同・27ページ参照)、「当時その電力を使用していない需要家が、過去分を負担することは当然には正当化されえないのではないかという点が、問題の第2点である。」(同・27ページ参照)、「意図的に、事故によるコストは発生しないとして、原子力発電事業を進めてきたにもかかわらず、事故が発生したら、そのコストは、全需要家が公平に負担すべきものとして、法律による根拠なく、過去分を徴収するなどということは、およそあり得ない話なのである。この点が、問題の第3点である。」(同・28ページ参照)、「一部の発電事業者のコストを全体に負担させることは、電力自由化・適正な競争を阻害するものであって、電力自由化の趣旨にも反するものである。この点が、問題の第4点である。」(同・28ページ参照)、「過去分を徴収するとしながら、実際には、過去の利用量に応じて過去の使用者に負担するのではなく、現在の電気消費量によって徴収している。このような制度が「公平」な

制度なのだろうか。」(控訴理由書第3の3(4)・30ページ参照)などと主張する。

かかる主張は、要するに、需要家の利益が損なわれることや需要家間の公平・不公平を問題とするものであるが、それこそ全需要家の利益という一般的公益に関する主張であって、小売電気事業者である控訴人の個別的利益に関係しないから、詳細に反論するまでもなく、行訴法10条1項の主張制限が及び、その違法を理由として処分の取消しを求める

ことができないから、理由がない。\* 3]

\* 3: ①青森地裁平成14年3月15日判決（判例タイムズ1102号79ページ、一部却下・一部棄却。仙台高裁平成18年5月9日判決・控訴棄却、最高裁平成19年12月21日第二小法廷決定・上告棄却及び上告不受理）は、内閣総理大臣が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）13条及び14条に基づいてした加工事業許可処分の取消訴訟において、加工施設の周辺に居住する住民の原告適格を基礎づける利益は、同法14条1項2号（技術的能力に係る部分に限る。当該申請者が加工事業を適確に遂行するに足りる技術的能力を有するか否かにつき審査を行うべきものと定めたもの。）及び3号（当該申請に係る加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害防止上支障がないものであるか否かにつき審査を行うべきと定めたもの。）が保護の対象としている原告らの生命、身体の安全等であるところ、行訴法10条1項にいう法律上の利益は、行訴法9条の原告適格の基礎となる法律上の利益と同義であるから、原告らが取消事由として主張できる実体法上の事由は、原子炉等規制法14条1項2号（経理的基礎に係る部分）及び3号の要件に関わる違法事由のうち、原告らの生命、身体の安全等に関するものに限られるので、原告らの主張のうち、同法14条1項2号（経理的基礎に係る部分に限る。）の要件適合性や同項3号の要件適合性のうち労働者被曝に関する事項等を主張することは許されないとした。つまり、原告適格を基礎づける原子炉等規制法14条1項3号の要件適合性に関する事由であっても、当該加工施設の周辺住民である原告らが、自身とは無関係の労働者の被曝に関する事項等の主張をすることを、行訴法10条1項でもって制限したものである。

②青森地裁平成18年6月16日判決（判例タイムズ1278号97ページ、一部却下・一部棄却。仙台高裁平成20年1月22日判決・控訴棄却、最高裁平成21年7月2日第一小法廷決定・上告棄却及び上告不受理）は、内閣総理大臣（内閣総理大臣訴訟承継人経済産業大臣）が、原子炉等規制法51条の2に基づいてした廃棄物埋設事業許可処分の取消訴訟において、行訴法10条1項にいう法律上の利益は、原告適格（同法9条1項）の基礎となる法律上の利益と同義であり、原告らの原告適格を基礎づける法律上の利益は、原子炉等規制法51条の3第1項2号（技術的能力に係る部分に限る。）及び3号（災害防止）が保護の対象としてい

る原告らの生命、身体の安全等であるから、原告らが取消事由として主張することができる実体法上の事由は、原子炉等規制法51条の3第1項2号（技術的能力に係る部分に限る。）及び3号（災害防止）の要件に関わる違法事由のうち、原告らの生命、身体の安全等に関するものに限られ、原告らの主張のうち、原子炉等規制法51条の3第1項2号（経理的基礎に係る部分に限る。）の要件適合性や同項3号（災害防止）の要件適合性のうち労働者被爆に関する事項等は、労働者ではない原告らが主張することは許されないとした。つまり、これも、原告適格を基礎づける原子炉等規制法51条の3第1項3号の要件適合性に関する事由であっても、労働者ではない原告らが、自身とは無関係の労働者被爆に関する事項等の主張をすることを、行訴法10条1項で制限したものである。

原審における被告第4準備書面第3の3(2)エ(22及び23ページ)で述べたとおり、電気事業法の平成11年改正や平成26年改正において小売分野の部分自由化や全面自由化がされたにもかかわらず、一般送配電事業者については、実質的な制度的独占が認められた公益事業であることに鑑み、託送供給制度でもって公益課題に要する費用を回収する仕組みとすることが明示的に確認されてきたのであって、賠償負担金相当金を託送原価に算入することが電気の安定供給を確保することも前提としている電力自由化の趣旨に反するものではない。

また、託送料金の仕組みを利用して過去分の賠償負担金相当金を回収する場合であっても、現実には、需要家が供給区域をまたいで転居すること等を踏まえると、需要家間の受益と負担の公平性を厳格に担保することは不可能であるが、託送料金の仕組みであれば、原子力発電の利用実績がない沖縄については応益性の観点から負担を求めないことができ、他方で、原子力発電の利用実績に応じて負担を求めることができるため、全国一律の負担となる税や賦課金等の仕組みと比較すると、託送料金の仕組みの方が需要家間の公平性の確保や原子力発電による受益の度合いが相対的により高いと考えられたのであって\*4(乙第37号証21ページ脚注26)、厳密な公平を求めることは技術的にも著し

---

\*4 平成29年4月5日の衆議院経済産業委員会における経済産業大臣の答弁「託送料金のいいところは、いわゆる既存の電力会社ごとに配分をされておりますから、例えば沖縄県のような、過去原発を使ったことがないところには請求が行かない。あるいは、同じ既存の電力会社の中でも、例えば、関西電力のように非常に原発依存度の高いところから、北陸電力のように低いところ、ここもめり張り(ママ)をつけることができるわけでありまして、託送料金が最もベターな方法ではないかということで、我々はそれを選択をさせていただきました。」(甲第21号証2ページ4段目)

く困難であるから<sup>※5</sup>、経済産業大臣の裁量判断として、託送料金の仕組みを選択したことは相応の合理性があり、裁量権の範囲の逸脱又は濫用はない。

ウ 控訴人は、廃炉円滑化負担金相当金について、「発電事業者が事業を営むための本来的、基礎的な事業工作物である発電工作物について、その廃止に要する費用を、一部の発電事業者が所有する発電工作物の廃止の費用だけ、全需要家から徴収するとするのは、発電事業者間の公平を害し、電力自由化の趣旨にも反する」旨を主張する（控訴理由書第3の2(1)・21ページ参照）。

しかしながら、控訴人の上記主張は、発電事業者の利益、発電事業者間の公平・不公平に係る違法をいうものであり、発電事業者ではなく、小売電気事業者である控訴人の個別的利益に関係しないことは明らかであるから、さらに詳細に反論するまでもなく、行訴法10条1項により、かかる違法事由を主張して処分の取消しを求めることができないから、理由がない。

前記イ(イ)で述べたことと併せてみるに、控訴人が、賠償負担金相当金

---

\*5 令和元年5月17日の衆議院経済産業委員会における経済産業大臣の答弁「当時生まれていなかった人とか、当時東京にいなかった人なんと(ママ)いう議論をし出すと、電力料金というのは、ある程度丸めていただいているわけです。正確にコストを反映してとなると、発電所のそばに住んでいる人が一番電気代が安いということになります。あるいは、家庭に電力料金を請求するときに、何年生まれかというのをチェックして、その利益を受けていた期間に相当するような計算をしなきゃいけなくなって、これは膨大な費用がかかるわけでありまして。その辺は、電力料金、これは電力料金だけではありません、電話料金も含めてですけれども、公共料金というのはある程度丸めながら、だけれども、受益と負担が一定程度バランスする形で取ることになっているという点は御理解いただきたいと思います。」(乙第70号証13ページ1段目)



及び廃炉円滑化負担金相当金が託送料金で回収されることで最も訴えたいことは、結局のところ、その支払を転嫁される需要家全般の利益や公平性、あるいは発電事業者間の公平性といった一般的公益又は控訴人のような小売電気事業者の個別的利益には関係しない利益の救済であり、翻せば、控訴人が本件訴訟の取消しを求める法律上の利益たる個別的利益がなく、原告適格が認められないことは明らかである。

(4) その余の控訴人の主張（控訴理由書第4）も以下のとおり理由がない。

ア 控訴人は、平成29年の国会審議に関し、原判決が「国会審議においても、託送料金によって賠償負担金相当金を回収することの必要性等につき議論がされた」（原判決13ページ9及び10行目参照）、「国会においても、託送料金によって廃炉円滑化負担金（相当金）を回収することの必要性等につき議論された」（原判決13ページ26行目ないし14ページ1行目参照）と認定したことにつき、「平成29年においては、「託送料金によって賠償負担金（相当金）を回収する」あるいは「託送料金によって廃炉円滑化負担金（相当金）を回収する」といった電気事業法その他の法律の改正案が国会にかかったことはなく、そうした法案の審議がされたことはない。これをもって、国会審議と表現することは不正確である。」旨主張する（控訴理由書第4の5(3)・41ページ参照）。

しかしながら、本件の主要な争点は、委任の範囲の法適合性であり、国会審議の対象が法改正（法案）それ自体であったかどうか、その判断要素の検討において問題となるものではない。原判決は、委任の範囲の法適合性に関する判断要素を検討する中で、平成29年の国会審議における行政手続の経緯（託送料金によって賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を回収する必要性等を議論した経緯）を認定し、判断の材料としたものであるから、控訴人の上記主張は理由がない。

イ 控訴人は、「原判決は、「（電気事業）法は、託送供給制度を導入した平

成11年改正当初から、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収することを想定」(引用者注・原判決11ページ19ないし21行目参照)していたとするが、それは事実誤認である。」(控訴理由書第4の4(1)・35ページ参照)とし、その上で、「付言すると、平成11年当時認識されていた公益的課題は、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティ、環境保全の3点であり、本件で問題となっている、賠償負担や廃炉円滑化負担といったものは、まったく議論されていない。」「託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、賠償負担金や廃炉円滑化負担金の回収が想定されていた」というのは、重大な事実誤認である。」などと主張する(控訴理由書第4の4(5)・39ページ参照)。

しかしながら、平成11年1月の電気事業審議会基本政策部会報告は、電気事業法の平成11年改正(小売の部分自由化)に先立ち、小売の新規参入事業者が旧一般電気事業者の送配電設備を利用することが不可欠となることから、送配電設備の利用に関する託送供給制度について整理したものであって、部分自由化の第三の論点として、「託送制度の在り方」を掲げ、託送料金の「事業者間公平の原則」として、送配電設備の所有者・運用者である旧一般電気事業者、供給区域外の旧一般電気事業者、小売の新規参入事業者にとって同一であることに基づいて設定することを確認した上で、部分自由化の第四の論点として、「公益的課題との両立の方策について」を掲げ、旧一般電気事業者が小売の新規参入事業者に対して「託送約款に基づく給電指令を適切に行うことを通じて公益的課題を達成することが基本となる。」「需要家はこうした公益的課題の成果を享受する主体であり、そのために必要な負担についても、すべての需要家が公平に負うことを原則とする。」としているのであるから(乙第14号証8及び9ページ)、原審における被告第1準備書面第3の3(2)ア(イ)b(40ページ)

で述べたとおり、上記報告において、託送制度には公益的課題の達成の役割が求められるとし、その受益を受ける需要家は託送料金を通じて必要な負担を公平に負うべきことが確認されていたのであって\*6、上記報告の考え方が国会に適宜紹介された上で平成11年改正の審議がされたのであるから（乙第57号証15ページ3及び4段目）、控訴人の上記主張は理由がない。ましてや、原判決は託送供給制度が平成11年改正当初から賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を回収することを想定していたなどという認定は一切していない。

また、控訴人は、「平成26年の国会答弁（引用者注・電気事業法の平成26年改正時の国会答弁）では、賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）を託送料金に係る原価等（具体的には営業費）の構成要素とすることは想定されていない」旨主張する（控訴理由書第4の5(2)・40ページ参照）。

しかしながら、上記のとおり、原判決は、平成11年改正当初から賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送料金で回収することの必要性等を国会で審議していたことを認定していないし、平成26年改正時にもその審議がされていたことを認定しているものでもない。原審における被告第4準備書面32及び33ページで述べたとおり、平成11年改正において電気事業に係る公益的課題への対応を託送供給制度に担わせることとされ、平成26年改正において今後も公益的課題に要する費用は託送料金によって回収することとなる旨が明確にされ、その上で平成29年等に

---

\*6 平成10年10月の電気事業審議会基本政策部会専門委員会（第3回）において、「（委員長取りまとめ）電促税については公益的課題達成のための手段として整理することとしたいが、大蔵省との調整もあるので、引き続き整理ということにしたい。」とされていた（乙第28号証4ページ）。

賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送供給で回収する必要性等を議論した経緯を踏まえて判断をしているのであり、平成26年改正時に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金が直接的に国会で審議の対象になっていたか否かは、委任の範囲の適合性の判断にかかる原判決の認定判断を左右するものでないから、控訴人の主張は理由がない。

ウ 控訴人は、「電源開発促進税は、法律によって、託送料金で徴収することが規定されているので、法律による行政の原理、憲法41条との関係で問題は生じない。」旨主張する（控訴理由書第4の4(3)・38ページ参照）。

しかしながら、電源開発促進税法は、一般送配電事業者等の販売電気に電源開発促進税を課する旨や一般送配電事業者等を納税義務者である旨を定めるものの（同法1ないし3条）、原審における被告第4準備書面第2の2(9)（8及び9ページ）で述べたとおり、電源開発促進税を託送原価の構成要素たる営業費として算入することまでを定めるものではないから、控訴人の上記主張は前提を誤るものである。電源開発促進税を託送原価に算入することは、電気事業法18条1項の授權規定による経済産業大臣の裁量判断に委ねられており、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送原価に算入したごとと仕組みに変わりはない（本件算定規則4条1項参照）。

## 第5 結語

以上のとおり、控訴人に本件訴訟の原告適格は認められないから、本案につき判断した原判決を取り消した上で、本件訴えは却下されるべきである。仮に本件訴訟の原告適格が認められたとしても、本案に係る控訴人の主張には理由がないから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上